

特に定めた契約条件

既存ごみ焼却施設解体及びスラグストックヤード等整備工事に係る契約条件のうち、特に定めた事項は次のとおりとする。

1 契約金額の支払条件

- (1) 契約金額の支払条件については、3ヵ年継続契約とし、当該予定価格による各年度の支払限度額は下記のとおりとする。ただし、変更がある場合には、別途変更契約書により金額を変更するものとする。

平成31年度（2019年度）支払限度額	613,976,000円
平成32年度（2020年度）支払限度額	673,816,000円
平成33年度（2021年度）支払限度額	235,620,000円

- (2) 前金払いは行わないものとする。